

○赤磐市建設工事の施工に伴う第三者損害に係る補償要綱

平成26年6月17日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市建設工事執行規則（平成17年赤磐市規則第204号）第5条に規定する工事請負契約書第30条に定める第三者に及ぼした損害のうち、市発注工事に起因する損害であることが明確であるものについて、その損害の補償、市及び請負者の補償費用の負担割合等必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 この告示に基づく補償の対象は、くい打ち、土留め、排水、下水道、水道、土工事等の施工に伴い発生した地盤沈下、地下水の断絶、振動、濁水、工事用車両の通行等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等（以下「施設」という。）に対する損害とする。

(事前調査)

第3条 市長は、当該工事の施工に伴い施設に損害等を生じるおそれがあると認めたときは、当該施設の事前調査を行うものとする。

(損害発生時の調査及び応急措置等)

第4条 請負者は、工事施工中に第三者から施設の損害発生の申出があった場合において、当該損害が生活上支障となると認められるときは、直ちに必要な調査を行い、遅滞なく損害発生報告書を市長に提出し、応急措置を講じなければならない。生活上緊急を要しないと認められる場合においても、調査を行い、その経過等を記録するものとする。

2 請負者は、前項の調査及び応急措置が完了したときは、被害調査報告書を市長に提出するものとする。

(事後調査)

第5条 市長は、施設の所有者等から当該施設の損害に対する補償要求があったときは、施設の所有者等に対して損害箇所復旧要望書の提出を求めるものとし、原則として工事完成検査後、事後調査を行うものとする。

(補償費用)

第6条 補償費用は、原則として損害が生じた施設を従前の状態と同程度に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、施設の使用目的及び使用状況、損害の発生箇所及び発生状況、施設の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行うものとする。

(補償の時期)

第7条 損害の補償は、事後調査完了後に行うものとする。ただし、工作物の倒壊等による人身

事故のおそれがあるとき等、応急措置では対応できない損害に対して補償する場合はこの限りでない。

(補償の方法)

第8条 損害の補償は、原則として金銭をもって行うものとする。ただし、この方法によることができないときは、復旧工事又は代替物をもって行うことができる。

(着手及び完了)

第9条 請負者は、補償に係る工事の着手及び完了に際しては、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

2 請負者は、補償に係る工事が完了したときは、第三者から補償完了確認書を受理するとともに、補償費精算書を作成し、併せて市長に提出するものとする。

(補償の期限)

第10条 この告示に基づく請負者負担の補償期限は、工事完成検査後3年間とする。ただし、その損害が、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものであることが明らかな場合は、この限りでない。

(補償費用の負担)

第11条 この告示に基づく補償に要する費用（以下「補償費」といい、第4条に基づく応急措置及び第5条に基づく事後調査に要する費用を含む。）の総額が、工事請負代金額の1.0パーセントに相当する金額（以下「控除額」という。）以下のときは、請負者が補償費の総額を負担するものとする。

2 補償費の総額が控除額を超えるときは、請負者が控除額を負担し、その残額（補償費の総額から控除額を減じた額をいう。）については、市及び請負者が協議の上、負担割合を定めるものとする。ただし、その損害が請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者が補償費の総額を負担する。

(公共施設に係る損害)

第12条 公共施設に係る損害の補償の対象及び方法、補償額の決定等については、第3条及び第4条を除く各規定は適用しないものとし、別途市及び請負者が協議して決定する。

(覚書の交換)

第13条 この告示に基づく補償に要する費用に関しては、工事請負契約時に、市及び請負者が合意の上、工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する協定書（別記様式）を作成し、取り交わすものとする。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事について適用する。

附 則（令和３年５月２４日告示第６９号）

この告示は、公表の日から施行し、令和３年４月１日以降に公告するものについて適用する。